



小樽の交通安全情報No. 4

令和6年4月12日

小樽警察署

ストップ・ザ・交通事故

**危険な行為を繰り返す特定小型原動機付自転車運転者に「安全講習」の受講が義務づけられました
(令和5年7月1日施行・道路交通法一部改正)**

特定小型原動機付自転車危険行為を3年以内に2回以上摘発されると、講習の受講が命じられ3か月以内に指定された期間に講習の受講しなければなりません。

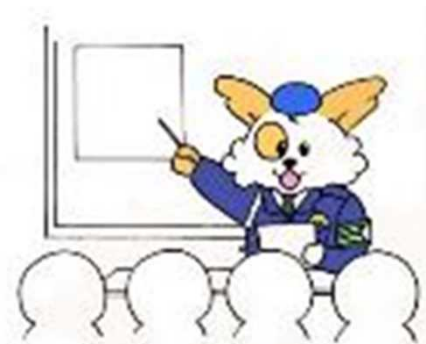
特定小型原動機付自転車運転者講習の対象となる「17」の危険な行為

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 信号無視 | 10 妨害（あおり）運転 |
| 2 通行禁止違反 | 11 指定場所一時停止等 |
| 3 歩行者用道路徐行違反 | 12 整備不良車両の運転 |
| 4 通行区分違反 | 13 酒気帯び運転等 |
| 5 歩道徐行等義務違反 | 14 共同危険行為等 |
| 6 路側帯進行方法違反 | 15 安全運転義務違反 |
| 7 遮断踏切立入り | 16 携帯電話使用等 |
| 8 優先道路通行車妨害等 | 17 環状交差点通行車妨害等 |
| 9 交差点優先車妨害 | |

特定小型原動機付自転車運転者講習について

講習時間 3時間
講習手数料 6,000円（標準額）

命令に従わずに講習を受講しないと5万円以下の罰金があります。



御不明点は小樽警察署交通課企画係 ☎0134-27-0110まで